

騒音・振動・悪臭

目 次

表1 騒音に係る環境基準	(11)
表2 愛知県名古屋飛行場及び岐阜飛行場の航空機騒音に係る環境基準	(12)
表3 中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準	(12)
表4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準	(12)
表5 騒音規制法に基づく特定工場等及び特定施設の状況	(13)
表6 振動規制法に基づく特定工場等及び特定施設の状況	(13)
表7 条例に基づく騒音・振動発生施設を設置している工場等の状況	(13)
図1 自動車騒音規制の経緯（加速走行騒音）	(14)
図2 自動車騒音規制の経緯（定常走行騒音・近接排気騒音）	(15)
表8 悪臭防止法による規制地域及び規制基準	(16)
表9 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係工場等 の届出状況（平成25年度）	(17)

表 1 騒音に係る環境基準

地域の区分 及び類型	道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域			特例
	A A	A	B	C	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	
基準値	昼間 50デシベル以下	55デシベル以下	55デシベル以下	60デシベル以下	60デシベル以下	65デシベル以下	70デシベル以下 *45デシベル以下
該当地域	夜間 40デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下	50デシベル以下	55デシベル以下	60デシベル以下	65デシベル以下 *40デシベル以下
達成期間	該当なし	該當なし	該當なし	該當なし	該當なし	該當なし	既設の道路に面する地域については、環境基準の施行後10年以内を目標として達成され、又は維持されるものとする。 既設の道路に面する地域には維持され、又は維持されるものとする。 既設として達成が著しく困難な地域については、10年を超える期間が多くの速やかに達成が行われるものとする。 既設の道路に面する地域以外の土地が、環境基準が施行された日以後計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなつた場合にあつては上記にかかる限り適用するものとする。
参考	1 地域の類型 A A : 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A : 専ら住居の用に供される地域 B : 主として住居の用に供される地域 C : 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 2 時間の区分 夜間：午前6時から午後10時まで 3 *は屋内へ透過する騒音に係る基準（個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていることによる）。 この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。 4 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。 ・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間） ・一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路	備考	3 認められるときは、この基準によることができる。）				

表 2 愛知県名古屋飛行場及び岐阜飛行場の航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	I	II
基準値	57デシベル以下	62デシベル以下
該当地域	第一種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、第一種住居地域、準住居地域の定められない地域	近隣商業地域、準工業地域
達成期間	a 80デシベル以上の区域 b 75デシベル未満の区域 c 70デシベルを超え75デシベル以下の区域	3年以内 7年以内 10年以内
備考		

表 4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	I	II
基準値	70デシベル以下	75デシベル以下
該当地域	第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、第一種住居地域、準住居地域の定められない地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
達成目標期間	a 80デシベル以上の区域 b 75デシベル未満の区域 c 70デシベルを超え75デシベル以下の区域	3年以内 7年以内 10年以内
備考		

(注) 1 達成目標期間の欄は、既設新幹線鉄道(東京・博多間の区間の新幹線鉄道)に係る内容に限つた。

2 東海道新幹線の線路の中心線から左右両側にそれぞれ400メートルまでの地域。ただし、鉄けた橋りょうのうち、木曽川鉄橋については、左右両側にそれぞれ700メートルまで地域及び橋りょうの橋けたの先端部と線路の中心線の交点を中心にして左右両側にそれぞれ600メートルの円内の地域、その他のものにについては左右両側にそれぞれ橋りょうの橋けたの先端部と線路の中心線の交点を中心にして左右両側にそれぞれ橋りょうの反対側に半径600メートルの円内の地域とし、トンネルのうち坂のトンネルに限りトンネルの出入口と線路の中心線の交点を中心してそれをトンネル側に半径400メートルの円内の地域。ただし、東海道新幹線敷地、河川敷及び工業専用地域を除く。

表 3 中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	I
基準値	57デシベル以下
該当地域	常滑市、弥富市、海部郡飛島村並びに知多郡南知多町及び美浜町の区域。ただし、常滑市セントレア二丁目、セントレア五丁目及びセントレア四丁目、セントレア三丁目、セントレア一丁目、セントレア二丁目、セントレア五丁目の区域、河川区域並びに工業専用地域を除く。
達成期間	直ちに

表5 騒音規制法に基づく特定工場等及び特定施設の状況

施設の種類	工場等数	施設数
金属加工機械	3,930	31,034
空気圧縮機等	7,012	50,927
土石用破碎機等	471	2,664
織機	5,738	91,286
建設用資材製造機械	186	238
穀物用製粉機	39	361
木材加工機械	1,111	3,839
抄紙機	6	25
印刷機械	852	3,876
合成樹脂用射出成形機	670	9,455
鋳型・造型機	76	861
計	20,091	194,566

(注)1 平成26年3月末現在

2 2以上の異なる施設を設置する特定工場等の数は、主要な施設の欄に計上してある。
(資料)環境部調べ

表7 条例に基づく騒音・振動発生施設を設置している工場等の状況

騒音関係工場等数	振動関係工場等数
15,914	18,022

(注)1 平成26年3月末現在

(注)2 名古屋市分を含む。

(資料)環境部、名古屋市調べ

表6 振動規制法に基づく特定工場等及び特定施設の状況

施設の種類	工場等数	施設数
金属加工機械	3,787	34,071
圧縮機	4,700	24,800
土石用破碎機等	538	3,287
織機	5,681	75,804
コンクリートブロックマシン等	49	383
木材加工機械	86	165
印刷機械	607	2,632
ゴム練用又は合成樹脂練用ローラー機	43	255
合成樹脂用射出成形機	728	10,012
鋳型・造型機	149	1,088
計	16,368	152,497

(注)1 平成26年3月末現在

2 2以上の異なる施設を設置する特定工場等の数は、主要な施設の欄に計上してある。
(資料)環境部調べ

図1 自動車騒音規制の経緯（加速走行騒音）

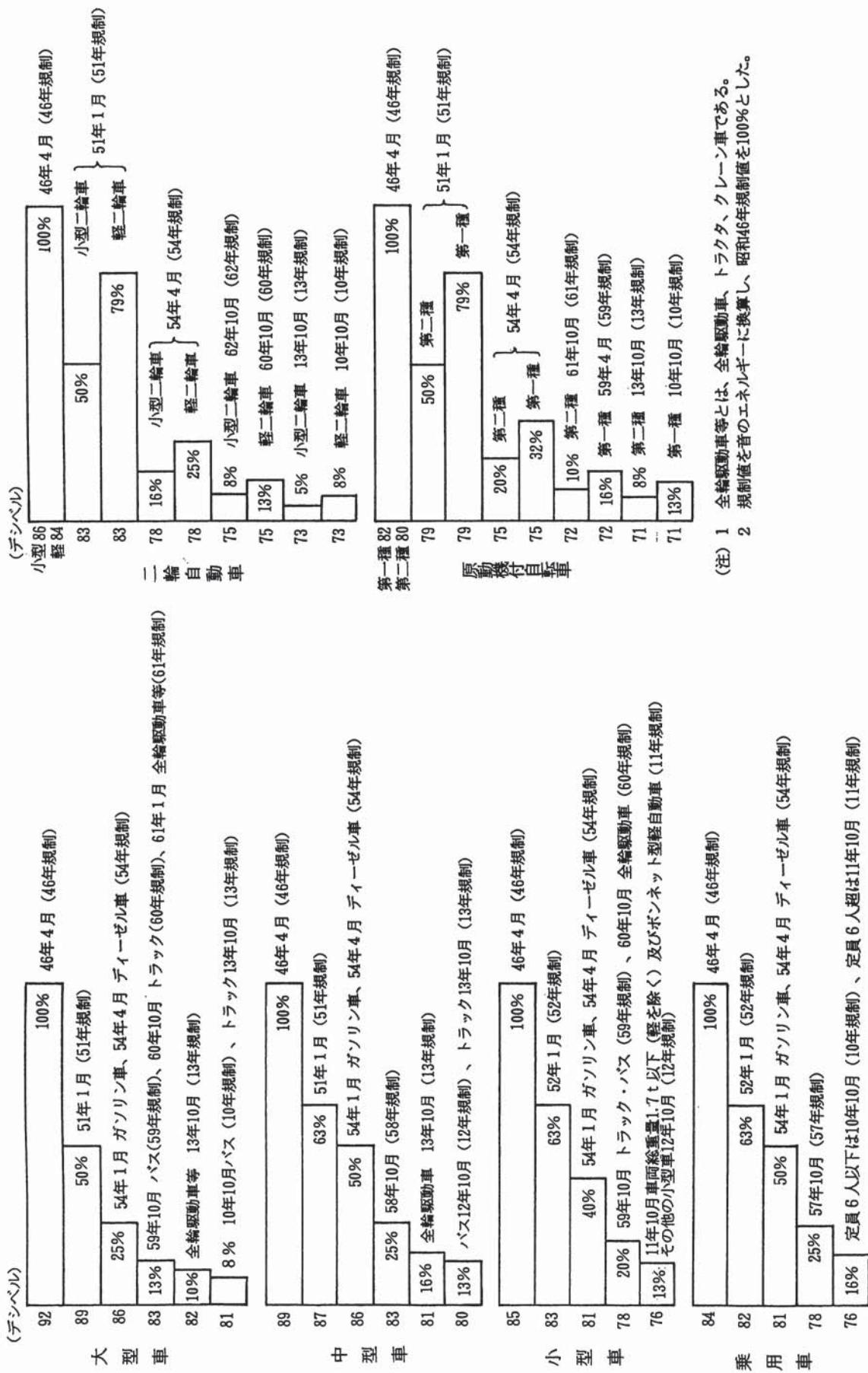


図2 自動車騒音規制の経緯（定常走行騒音・近接排気騒音）

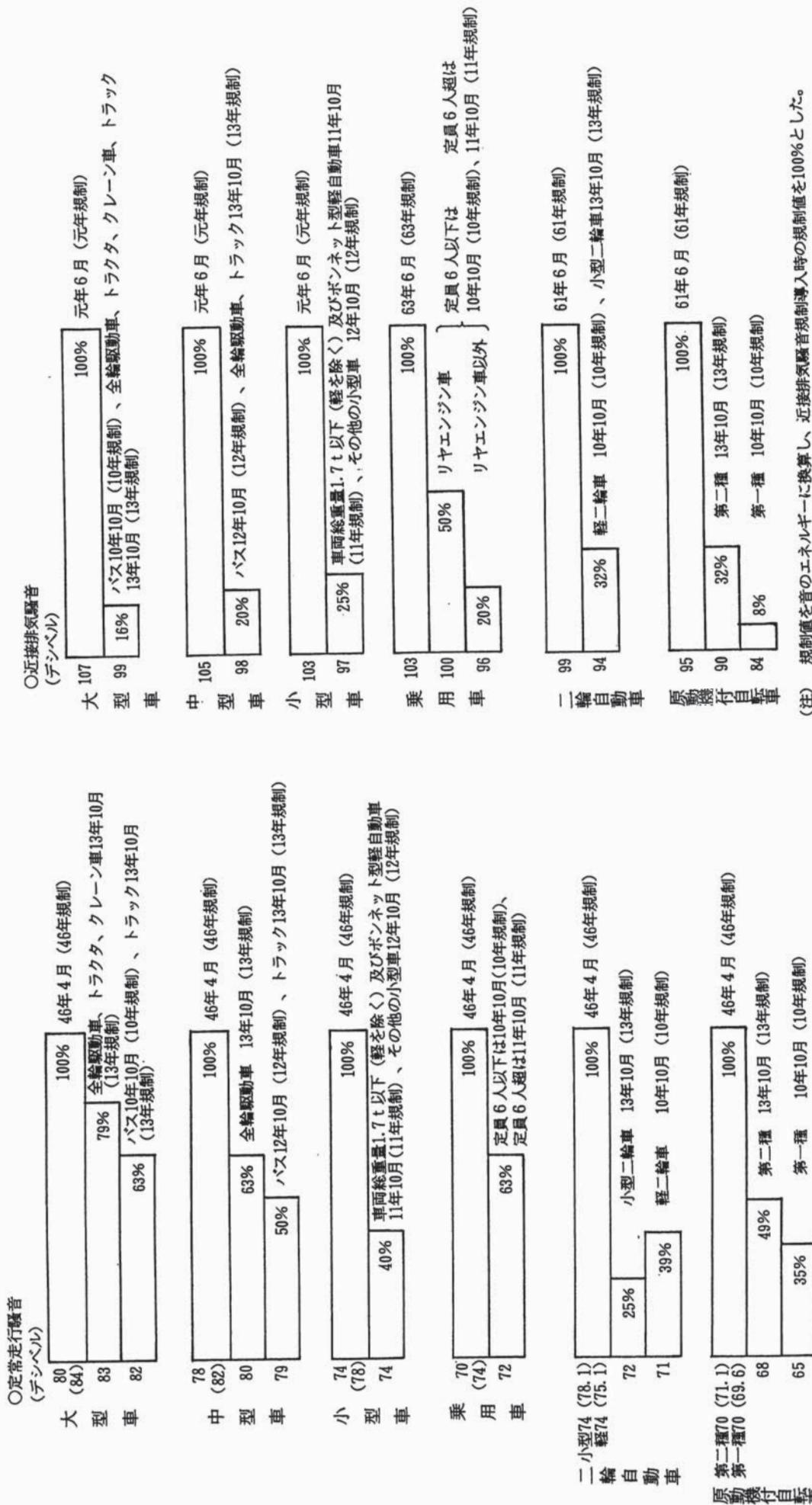


表8 悪臭防止法による規制地域及び規制基準

1 特定悪臭物質の濃度又は流量に係る規制地域及び規制基準

(1) 規制地域

小牧市及びあま市（旧甚目寺町） 海部郡大治町

(2) 規制基準

ア 敷地境界における規制基準（法第4条第1項第1号）

(単位: ppm)

規制地域の区分	悪臭物質の種類	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル	トリメチルアミン	アセトアルデヒド	プロピオノンアルデヒド	ノルマルブチルアルデヒド	イソブチルアルデヒド	ノルマルバニルアルデヒド
第1種地域		1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005	0.05	0.05	0.009	0.02	0.009
第2種地域		2	0.004	0.06	0.05	0.03	0.02	0.1	0.1	0.03	0.07	0.02
第3種地域		5	0.01	0.2	0.2	0.1	0.07	0.5	0.5	0.08	0.2	0.05

規制地域の区分	悪臭物質の種類	イソバニルアルデヒド	イソブタノール	酢酸エチル	メチルイソブチルケトン	トルエン	スチレン	キシレン	プロピオノン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸	イソ吉草酸
第1種地域		0.003	0.9	3	1	10	0.4	1	0.03	0.001	0.0009	0.001
第2種地域		0.006	4	7	3	30	0.8	2	0.07	0.002	0.002	0.004
第3種地域		0.01	20	20	6	60	2	5	0.2	0.006	0.004	0.01

(注) 規制地域の区分は、市町村ごとに定められている。

イ 気体排出口における規制基準（法第4条第1項第2号）

特定悪臭物質の種類	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオノンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバニルアルデヒド、イソバニルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン
規制基準	特定悪臭物質の種類ごとに、1 (2) アの表の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により算出した値

ウ 排出水中における規制基準（法第4条第1項第3号）

(単位: mg/l)

特定悪臭物質の種類	規制地域の区分	排水量	$Q \leq 10^{-3} \text{m}^3/\text{s}$	$10^{-3} \text{m}^3/\text{s} < Q \leq 10^{-1} \text{m}^3/\text{s}$	$10^{-1} \text{m}^3/\text{s} < Q$
メチルメルカプタン	第1種地域		0.03	0.007	0.001
	第2種地域		0.06	0.01	0.003
	第3種地域		0.2	0.03	0.007
硫化水素	第1種地域		0.1	0.02	0.005
	第2種地域		0.3	0.07	0.02
	第3種地域		1	0.2	0.05
硫化メチル	第1種地域		0.3	0.07	0.01
	第2種地域		2	0.3	0.07
	第3種地域		6	1	0.3
二硫化メチル	第1種地域		0.6	0.1	0.03
	第2種地域		2	0.4	0.09
	第3種地域		6	1	0.3

(注) Q は、事業場の敷地外に排出される排水量を表す。

2 臭気指数又は臭気排出強度に係る規制地域及び規制基準

(1) 規制地域

瀬戸市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、稻沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市（旧七宝町及び旧美和町）及び長久手市
愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町、同郡扶桑町、海部郡蟹江町、同郡飛島村、知多郡阿久比町、同郡東浦町、同郡南知多町、同郡美浜町、同郡武豊町、額田郡幸田町、北設楽郡設楽町、同郡東栄町及び同郡豊根村

(2) 規制基準

ア 敷地境界線における規制基準（法第4条第2項第1号）

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
臭気指数	12	15	18

イ 気体排出口における規制基準（法第4条第2項第2号）

2 (2) アの表の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した値

ウ 排出水中における規制基準（法第4条第2項第3号）

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
臭気指数	28	31	34

表9 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係工場等の届出状況(平成25年度)

業種		届出件数
1 畜産農業	イ 豚房施設（豚房の総面積が50m ² 以上）	236
	ロ 牛房施設（牛房の総面積が200m ² 以上）	417
	ハ 鶏3,000羽以上飼育	154
	ニ うずら20,000羽以上飼育	17
	小計	824
2 乾燥施設を有する飼料又は有機質肥料の製造業		60
3 コーンスターク製造業		4
4 紡糸施設を有するレーヨン製造業		0
5 クラフトパルプ製造業		1
6 製膜施設を有するセロファン製造業		0
7 加硫施設を有するゴム製品製造業		50
8 カプロラクタムの製造施設を有する石油化学工業		1
9 石油精製業		2
10 溶鉱炉を有する製鉄業		2
11 シェルモールド法による鋳物製造業		45
12 化製場		10
13 廃棄物処理法により届出されたし尿処理場（浄化槽を除く。）		41
14 廃棄物処理法により届出されたごみ処理場		92
15 下水道終末処理場		52
計		1,184

(注) 名古屋市分を含む。

(資料) 環境部、名古屋市調べ